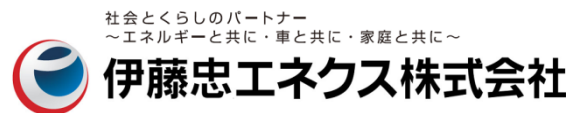


お客様各位



電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

伊藤忠エネクス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 CEO：吉田朋史、以下「当社」）は、政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」※に参画し、2023 年 2 月使用分（「電気需給約款（九州電力取次/高圧）」の実量制に基づき供給を受けるお客様は 1 月使用分）より電気料金の値引きを実施しております。

このたび、政府により本事業の延長が決定されたことを受け、当社につきましても以下の通り値引きを継続することとなりましたので、お知らせいたします。

※ 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」とは、2022 年 10 月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の請求書に直接反映する形で料金の値引きをおこない、電気・都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減します。詳細は、以下をご覧ください。

【経済産業省資源エネルギー庁特設サイト】<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

料金値引きの概要

請求書の燃料費調整単価から、以下の値引き単価を差し引くことにより実施します。

	事業対象期間	値引き単価
支援内容	低圧	2024 年 2 月～2024 年 5 月電気料金 3.5 円（税込） ※ 3.19 円（税抜）
		2024 年 6 月電気料金 1.8 円（税込） ※ 1.64 円（税抜）
	高圧	2024 年 2 月～2024 年 5 月電気料金 1.8 円（税込） ※ 1.64 円（税抜）
		2024 年 6 月電気料金 0.9 円（税込） ※ 0.82 円（税抜）
	※特別高圧、自己託送は対象外 「電気需給約款（九州電力取次/高圧）」の実量制に基づき供給を受けるお客様は上記期間よりも 1 ヶ月前倒し（2024 年 1 月～5 月分電気料金）で実施いたします。小売電気事業者の採用する燃料費調整単価の適用期間により、事業対象期間にずれが生じておりますが、還元される合計の期間及び値引き単価については相違ございません。	
その他	国によるモデルケース（使用電力量 400kWh/月、低圧の場合）では、2024 年 2～5 月分については毎月 1,400 円（税込）、2024 年 6 月分については 720 円（税込）のお値引きとなります。 お客様による手続きやお申込は不要です。	

毎月の燃料費調整単価については、以下をご覧ください。

当社サイト 燃料調整費単価 <https://www.itcenex.com/ja/business/detail/power-retailing/index.html>

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

TEL : 0120-013-305

受付時間 : 午前 9 時～午後 5 時 (年末年始を除く)